

2025年12月3日

各 位

管理会社名 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

管理会社コード (26424)

代表者名 代表取締役社長 小林 隆宏

問合せ先 0120-668-001

重大な約款変更にかかる書面決議基準日設定のお知らせ

SMT ETF 国内リート厳選投資アクティブ

当社は、「SMT ETF 国内リート厳選投資アクティブ」（銘柄コード：258A）（以下「本 ETF」といいます。）について重大な約款変更を行うため、法令に基づき書面決議の手続きを予定しております（詳細は下記をご参照ください）。書面決議に先立ち、2025年12月24日を基準日として同基準日現在の受益者名簿上の受益者を書面決議における議決権を行使できる受益者と定めましたのでお知らせいたします。なお、書面決議において本約款変更が可決された場合、2026年4月11日に約款変更を実施する予定です。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

SMT ETF 国内リート厳選投資アクティブ（銘柄コード：258A）

2. 重大な約款変更手続きに関する日程

書面決議の対象受益者の確定基準日	2025年12月24日（水）
議決権行使書による議決権行使期限	2026年2月26日（木）
書面決議日	2026年3月16日（月）
金融庁への届出日（予定）	2026年3月18日（水）
買取請求期間開始日（予定）	2026年3月19日（木）
買取請求期間終了日（予定）	2026年4月7日（火）
約款変更適用日（予定）	2026年4月11日（土）

3. 約款変更の内容

本 ETF の同一銘柄の国内リートへの投資割合を、投資信託財産の純資産総額の 10% 以下から 20% 以下に変更します。本約款変更にともない、一般社団法人 投資信託協会（※1）（以下「投資信託協会」といいます。）規則に定める「分散型運用」から「特化型運用」に移行します。

※1 2026年4月1日付で一般社団法人 日本投資顧問業協会と合併し、一般社団法人 資産運用業協会へ名称が変更される予定です。

4. 約款変更の理由

当社は、本 ETF が投資する国内リート市場には投資信託協会規則で定める支配的な銘柄（※2）が存在すると考えております。しかしながら、本 ETF を設定した時点においては、株式会社東京証券取引所が定める内国アクティブ運用型 ETF の上場審査基準に「同一銘柄への投資割合は投資信託財産の純資産総額の 10%以下」との規定があったため、これに沿った商品設計としました。

今般、上記の上場審査基準が緩和され（※3）、「同一銘柄への投資割合は投資信託財産の純資産総額の 20%以下」に変更されました。これを受けた当社では、ポートフォリオ構築の自由度を高めることで運用成果の向上を目指すべく、本約款変更を行なうものです。

※2 投資信託協会規則で定める寄与度が 10%を超えるまたは超える可能性の高い銘柄を指します。

※3 2025 年 5 月 23 日付「ETF 等に係る上場制度の見直しに関する有価証券上場規程等の一部改正について」において内国アクティブ運用型 ETF における同一銘柄への投資割合の緩和が行われました。

5. 書面決議について

基準日（2025 年 12 月 24 日）時点の受益者が本約款変更にかかる議案（以下「本議案」といいます。）について議決権を有しており、議決権行使期限（2026 年 2 月 26 日）までに議決権を行なえます。本議案に反対の場合、後日送付いたします「議決権行使書」に反対される旨および必要事項をご記入いただき、ご返信ください。本議案に賛成の場合はお手続き不要です。（「議決権行使書」をご返送されない場合は、本議案に賛成したものとさせていただきます。）

なお、書面決議は 2026 年 3 月 16 日に行ないます。書面決議の結果、賛成する受益者（賛成とみなされた受益者を含みます。）の受益権口数の合計が、基準日時点の受益権総口数の 3 分の 2 以上の場合に本議案は可決となり、2026 年 4 月 11 日に約款変更を実施します。

6. 書面決議に反対された受益者の買取請求

本議案に反対された受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条に基づき 2026 年 3 月 19 日から同年 4 月 7 日までの間に、2025 年 12 月 24 日時点で保有する受益権について投資信託財産をもって買い取ることを受託会社に対し請求することができます。

なお、約款変更に反対された受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。

7. 投資信託約款の新旧対照表

新	旧
運用の基本方針 (中略)	運用の基本方針 (中略)
2. 運用方法 (中略)	2. 運用方法 (中略)
(3) 運用制限 (中略)	(3) 運用制限 (中略)
<u>③同一銘柄の国内リートへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。</u>	<u>③外貨建資産への投資は行いません。</u>
<u>④外貨建資産への投資は行いません。</u>	<u>④有価証券先物取引等は、投資信託約款第24条の範囲で行います。</u>
<u>⑤有価証券先物取引等は、投資信託約款第24条の範囲で行います。</u>	

新	旧
<p>⑥スワップ取引は、投資信託約款第25条の範囲で行います。</p> <p>⑦金利先渡取引は、投資信託約款第26条の範囲で行います。</p> <p>⑧デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定します。</p> <p>⑨一般社団法人資産運用業協会[*]規則に定める一の者に対する<u>エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会[*]規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p>⑩デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運用業協会[*]規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>⑤スワップ取引は、投資信託約款第25条の範囲で行います。</p> <p>⑥金利先渡取引は、投資信託約款第26条の範囲で行います。</p> <p>⑦デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定します。</p> <p>⑧一般社団法人資産運用業協会[*]規則に定める一の者に対する<u>株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会[*]規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p>⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運用業協会[*]規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p style="text-align: center;">追加型証券投資信託</p> <p style="text-align: center;">S M T E T F 国内リート厳選投資アクティブ 投資信託約款</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)</u></p> <p><u>第 22 条の 2 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;">追加型証券投資信託</p> <p style="text-align: center;">S M T E T F 国内リート厳選投資アクティブ 投資信託約款</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>※ 一般社団法人 投資信託協会は、2026年4月1日付で一般社団法人 日本投資顧問業協会と合併し、一般社団法人 資産運用業協会へ名称が変更される予定です。本 ETF についても 2026年4月1日付で当該変更にかかる約款変更を実施する予定です。</p>	

以上